

武豊町飲食応援クーポン券事業取扱店舗募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、町内の飲食関連店舗における消費喚起を目的に、町が定める基準日において、住民基本台帳に記録のある世帯（18,700世帯相当）に1冊3,000円分の交付するクーポン券の取扱店舗募集に関する要項を定める。

1 店舗募集期間

令和3年7月15日(木)～令和3年8月5日(木)

2 登録可能店舗

下記のいずれかに該当する町内に所在する店舗

※ コンビニエンスストア・ドラッグストア・総合スーパー・専門スーパーを除く

- ・ 「飲食店営業許可（露店を除く）・喫茶店営業許可・菓子製造業許可」のいずれかを有する飲食店及び小売店
- ・ 飲食店へ飲食料品の卸売りをする小売店

総合スーパーの定義

- ①衣・食・住のいずれも販売額が全体の10%以上70%未満
- ②売場面積3,000㎡以上
- ③セルフサービス方式
- ④従業者50人以上

専門スーパーの定義

- ①衣・食・住のいずれかの販売額が全体の70%以上
- ②売場面積250㎡以上
- ③セルフサービス方式

3 店舗登録手続き

下記書類を武豊町商工会へ提出（郵送・FAX・持参）

- ・ 登録申込書兼誓約書

[飲食店へ飲食料品の卸売りをする小売店の場合]

- ・ 飲食店に卸売りをしたことが証明できる帳簿書類（領収書・納品書等）

武豊町商工会 食うポン券担当 ☎73-1100 FAX73-7377

〒470-2512 武豊町字忠白田11番地1

4 換金期限

町が定めるクーポン券使用開始日～令和4年3月18日（金）

5 換 金 方 法

町内金融機関窓口下記のものを持参、手続き後、口座へ入金。

- ・ 特定事業者登録証明書
- ・ クーポン券換金振替依頼書
- ・ 受け取ったクーポン券

▼クーポン券概要

1 名 称

武豊ぐるめ 食うポン券

2 1冊あたりの総額

3,000円分（500円×6枚）

3 対 象 者

町が定める基準日において、
住民基本台帳に記録のある世帯の世帯主（18,700世帯相当）

4 使 用 期 限

クーポン券の使用を開始する日～令和4年2月28日(月)

5 使用できない商品等

クーポン券は、公租公課の支払い及び次に掲げる物品の購入に使用することはできない。

- (1) 不動産又は金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適切と認めるもの